

○厚生労働省令第二号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十二条の三第一項、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第五項第四号ただし書及び第五号ただし書並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第四条第二項及び第三項、第四条の三第一項、第四条の五第一項、第五条第一項第一号口(2)、第三項、第五项第三号二及び第八項、第九条第八項並びに第十一条の二第三項第一号、第四项第一号イ(1)、第二号口(1)及び(2)、第五项第一号イ及びロ並びに第六項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十五日

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

厚生労働大臣 上野賢一郎

第一条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

改

正

後

（令第二十九条の七第五項第四号ただし書及び第五号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法）

（新設）

**第三十二条の十の二** 令第二十九条の七第五項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第五号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者について算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額（以下この条において「補正前の保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額」という。）が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

21 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（当該子ども・子育て支援納付金賦課額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合には、当該世帯主に対する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を子ども・子育て支援納付金賦課限度額として計算した子ども・子育て支援納付金賦課額のうち所得割額及び資産割額が、それぞれ令第二十九条の七第五項第一号の子ども・子育て支援納付金賦課総額のうち所得割額及び資産割額に等しくなるよう計算して得た率とする。）

（令第二十九条の七第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合）

**第三十二条の十の三** 令第二十九条の七第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主が、市町村に対し、同項第八号に規定する所得割額並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合

二 （略）

（令第二十九条の七第五項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合）

**第三十二条の十の二** 令第二十九条の七第五項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主が、市町村に対し、同項第八号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合

二 （略）

（令第二十九条の七第五項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合）

**（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）**

**第二条 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）**の一部を次の表のように改正する。

改

正

後

（普通調整交付金の額の算定）

第三条 普通調整交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一（三）（略）

（普通調整交付金の額の算定）

第三条 普通調整交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

改

正

前

（傍線部分は改正部分）

一（三）（略）

四

次条第一項第四号の規定により算定した当該都道府県の調整対象需要額（以下「子ども・子育て支援納付金調整対象需要額」という。）から第五条第一項第四号の規定により算定した当該都道府県の調整対象収入額（以下「子ども・子育て支援納付金調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、子ども・子育て支援納付金調整対象収入額が子ども・子育て支援納付金調整対象需要額を超える場合は、零とする。）

（調整対象需要額の算定方法）

第四条 調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・三 (略)

一・三 (略)

(新設)

四 子ども・子育て支援納付金調整対象需要額 イに掲げる額から口及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十日までの間において、当該都道府県が子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による納付金の納付に要した費用の額

口 (1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1) イに掲げる額

(2) 当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額（地方税法第七百三条の四第二項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金課税額を含む。以下同じ。）に係る額に限る。ハ(1)及び第七条第一項第四号ハ(1)において「子ども・子育て支援納付金賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額

ハ 次に掲げる額の合算額

(1) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る繰入金に相当する額の総額

(2) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第四号ハ(2)において同じ。）に相当する額の総額

(3) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第四号ハ(3)において同じ。）に相当する額の総額

2・8 (略)

（調整対象収入額の算定方法）

第五条 調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・三 (略)

一・三 (略)

(新設)

四 子ども・子育て支援納付金調整対象収入額 次に掲げる額の合算額

イ 別に定める額に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち施行令第二十九条の七第五項第三号に規定する被保険者（以下「十八歳以上被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（錢未満は四捨五入するものとする。）

2・8 (略)

（調整対象収入額の算定方法）

第五条 調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・三 (略)

(新設)

第四条 調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・三 (略)

(新設)

口 別に定める率に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（錢未満は四捨五入するものとする。）

2~4 (略)

5 別に定める額に賦課期日にその世帯に属する十八歳以上被保険者の数を乗じて得た額との合計額に別に定める率を乗じて得た額との合計額が施行令第二十九条の七第五項第十号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を超える世帯があるときは、第一項第四号口における基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯口とに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

〔当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額〕

||

(特別調整交付金の額)  
〔施行令第二十九条の七第五項第十号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額〕  
—別に定める額×〔賦課期日に当該世帯に属する十八歳以上被保険者の数〕

別に定める率

第六条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金は、次に掲げる額の合算額とする。

一次のイからヲまでに掲げる場合に該当する当該都道府県内の市町村がある場合  
当該各市町村における当該イからヲまでにそれぞれ定める額の合算額の総額

イ (略)

口 施行令第二十九条の七の二第二項又は地方税法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下この口において「特例対象被保険者等」という。）の保険料を減額する場合

(1)及び(2)に掲げる額の合算額（零未満の場合は零とする。）並びに(3)及び(4)に掲げる額の合算額（零未満の場合は零とする。）の合算額から、当該年度の前年度における法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、特例対象被保険者等の属する世帯（同年度の賦課期日において、施行令第二十九条の七第六項第六号及び第七号又は地方税法第七百三条の五第二項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下この口において「減額対象者」という。）に係る額に十二分の三を乗じて得た額及び当該年度における法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、減額対象者に係る額に十二分の九を乗じて得た額の合算額並びに当該年度の前年度における法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、特例対象被保険者等の属する世帯（同年度の賦課期日において、施行令第二十九条の七第六項第八号及び第九号又は同法第七百三条の五第三項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下この口において「出産減額対象者」という。）に係る額に十二分の三を乗じて得た額及び当該年度における法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、出産減額対象者に係る額に十二分の九を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（零未満の場合は零とする。）

2~4 (新設)

(略)

第六条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金は、次に掲げる額の合算額とする。

一次のイからヲまでに掲げる場合に該当する当該都道府県内の市町村がある場合  
当該各市町村における当該イからヲまでにそれぞれ定める額の合算額の総額

イ (略)

口 施行令第二十九条の七の二第二項又は地方税法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下この口において「特例対象被保険者等」という。）の保険料を減額する場合

(1)及び(2)に掲げる額の合算額（零未満の場合は零とする。）並びに(3)及び(4)に掲げる額の合算額（零未満の場合は零とする。）の合算額から、当該年度の前年度における法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、特例対象被保険者等の属する世帯（同年度の賦課期日において、施行令第二十九条の七第五項第六号及び第七号又は地方税法第七百三条の五第二項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下この口において「減額対象者」という。）に係る額に十二分の三を乗じて得た額及び当該年度における法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、減額対象者に係る額に十二分の九を乗じて得た額の合算額並びに当該年度の前年度における法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、特例対象被保険者等の属する世帯（同年度の賦課期日において、施行令第二十九条の七第五項第八号及び第九号又は同法第七百三条の五第三項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下この口において「出産減額対象者」という。）に係る額に十二分の三を乗じて得た額及び当該年度における法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、出産減額対象者に係る額に十二分の九を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（零未満の場合は零とする。）

(1) 当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。）に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課期日において、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第六項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五の二第二項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保險者（以下この口において「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額並びに同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

(2) (4) (略)

ハヽヲ (略)

二 (略)

(市町村調整対象需要額の算定方法)

**第七条**

市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

イに掲げる額から口及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ 当該都道府県に係る第四条第一項第四号イに掲げる額に次の式により算定した数を乗じて得た額（第七項において「子ども・子育て支援納付金按分額」という。）

(当該都道府県に係る交付金等省令第三十三条の二第八項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数×当該市町村に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数+当該市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第一号に掲げる数)

(1+当該都道府県に係る交付金等省令第三十三条の二第八項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数)×(子ども・子育て支援納付金按分調整系数)

口 イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第四号口(2)に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ 次に掲げる額の合算額

(1) 当該年度における当該市町村の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る繰入金に相当する額

(1) 当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。）に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課期日において、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保險者（以下この口において「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額並びに同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

(2) (4) (略)

ハヽヲ (略)

二 (略)

(市町村調整対象需要額の算定方法)

**第七条**

市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

イに掲げる額から口及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ 当該都道府県に係る第四条第一項第四号イに掲げる額に次の式により算定した数を乗じて得た額（第七項において「子ども・子育て支援納付金按分額」という。）

(当該都道府県に係る交付金等省令第三十三条の二第八項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数×当該市町村に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数+当該市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第一号に掲げる数)

(1+当該都道府県に係る交付金等省令第三十三条の二第八項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数)×(子ども・子育て支援納付金按分調整系数)

口 イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第四号口(2)に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ 次に掲げる額の合算額

(1) 当該年度における当該市町村の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る繰入金に相当する額

(2) 当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額  
 (3) 当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額  
 村に係る子ども・子育て支援納付金按分額の総額が第四条第一項第四号イに掲げる額と等しくなるような数とする。

(国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令一部改正)

**第三条 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和四十七年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。**

			改	正	前	(傍線部分は改正部分)
2 (略)	2 (新設)	2 (略)				

7 | 2  
 7 | 2  
 第一項第四号イの子ども・子育て支援納付金按分調整係数は、当該都道府県内の全ての市町村に係る子ども・子育て支援納付金按分額の総額が第四条第一項第四号イに掲げる額と等しくなるような数とする。

7 | 2  
 7 | 2  
 (略)

**第二条 (略)**

改  
正  
後

**第二条 (略)**

改  
正  
前

(傍線部分は改正部分)

3 国民健康保険事業(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による前期高齢者納付金等並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金(以下「後期高齢者支援金等」という。)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百二十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金(以下「流行初期医療確保拠出金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に関する事務を含む。以下同じ。)の地区(事業の地区が二以上の市町村(特別区を含む。以下同じ。)にまたがる組合にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の区域とする。)が次の各号の地域に該当する組合(次項に規定する組合を除く。)については、前項の基本額に、当該各号に定める加算額を加算する。

1・2 (略)

4・5 (略)

(算定政令第四条の三第一項各号に規定する額の算定方法)

**第六条の三 算定政令第四条の三第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。**

一 算定政令第四条の三第一項第一号に規定する額 当該市町村の当該年度の保険料の賦課期

日(法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)において被保険者が属する世帯(当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第六項第一号から第五号までに定める基準(令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第六項第一号から第五号までに定める基準とする。)に従い同条第二項から第五項までの規定に基づき算定さ

れる被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る額の総額を超えるときは、当該総額)

			改	正	前	(傍線部分は改正部分)
4・5 (略)						

**第二条 (略)**

改  
正  
前

3 国民健康保険事業(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による前期高齢者納付金等並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金(以下「後期高齢者支援金等」という。)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百二十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金(以下「流行初期医療確保拠出金」という。)の納付に関する事務を含む。以下「事業」という。)の地区(事業の地区が二以上の市町村(特別区を含む。以下同じ。)にまたがる組合にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の区域とする。)が次の各号の地域に該当する組合(次項に規定する組合を除く。)については、前項の基本額に、当該各号に定める加算額を加算する。

1・2 (略)

(算定政令第四条の三第一項各号に規定する額の算定方法)

**第六条の三 算定政令第四条の三第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。**

一 算定政令第四条の三第一項第一号に規定する額 当該市町村の当該年度の保険料の賦課期

日(法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)において被保険者が属する世

帯(当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第五項第一号から第五号までに定める基準(令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第五項第一号から第五号までに定める基準とする。)に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定され

れる被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該

二 算定政令第四条の三第一項第二号に規定する額 当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日において被保険者が属する世帯(当該年度の十月三十一日までの間に地方税法(昭和二十五年法律第三百二十六号)第七百三条の五第一項に定める基準(同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の国民健康保険税を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準とする。)に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

(算定政令第四条の四第一項各号に規定する額の算定方法)

**第六条の四** 算定政令第四条の四第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一 算定政令第四条の四第一項第一号に規定する額 当該年度において被保険者が属する世帯(当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第六項第六号及び第七号に定める基準に従い同条第二項、第三項及び第五項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

二 (略)

(算定政令第四条の五第一項各号に規定する額の算定方法)

**第六条の五** 算定政令第四条の五第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一 算定政令第四条の五第一項第一号に規定する額 当該年度において被保険者が属する世帯(当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第六項第八号及び第九号に定める基準に従い同条第二項から第五項までの規定に基づき算定される所得割額並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

二 (略)

(算定政令第四条の五第一項各号に規定する額の算定方法)

**第六条の五** 算定政令第四条の五第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一 算定政令第四条の五第一項第一号に規定する額 当該年度において被保険者が属する世帯(当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第五項第八号及び第九号に定める基準に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される所得割額並びに被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

二 算定政令第四条の五第一項第二号に規定する額 当該年度において被保険者が属する世帯(当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に地方税法第七百三条の五第三項に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される所得割額並びに被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

二 算定政令第四条の三第一項第二号に規定する額 当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日において被保険者が属する世帯(当該年度の十月三十一日までの間に地方税法(昭和二十五年法律第三百二十六号)第七百三条の五第一項に定める基準(同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の国民健康保険税を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準とする。)に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

(算定政令第四条の六第一項各号の厚生労働省令で定める算定方法) 第六条の六 算定政令第四条の六第一項各号に掲げる被保険者、介護保険者

**第六条の六** 算定政令第四条の六第一項各号に掲げる被保険者、介護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

**第六条の六** 算定政令第四条の六第一項各号の厚生労働省令で定める算定方法

**第六条の六** 算定政令第四条の六第一項各号に掲げる被保険者、介護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

		(略)
算定政令第四条の六第一項 第一号口(1)の被保険者の数	算定政令第四条の六第一項 第一号口(2)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯 (当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被 保険者及び同条第二項第八号イに規定する特定同一世帯所属 者(以下この条において「特定同一世帯所属者」という。)に つき算定した同項第五項第一号に規定する合算額が同項第三 号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつ たものに限る。)に属する被保険者の数
算定政令第四条の六第一項 第一号口(3)の被保険者の数	算定政令第四条の六第一項 第二号口(1)の介護納付金賦 課被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号口に掲げる世帯 (当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被 保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に 規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超 えないことが明らかになつたものに限る。)に属する被保険者 の数
算定政令第四条の六第一項 第二号口(2)の介護納付金賦 課被保険者の数	算定政令第四条の六第一項 第二号口(3)の介護納付金賦 課被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯 (当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被 保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に 規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超 えないことが明らかになつたものに限る。)に属する介護納付 金賦課被保険者の数
算定政令第四条の六第一項 第一号口(3)の介護納付金賦 課被保険者の数	算定政令第四条の六第一項 第二号口(2)の介護納付金賦 課被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号口に掲げる世帯 (当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被 保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に 規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超 えないことが明らかになつたものに限る。)に属する介護納付 金賦課被保険者の数

(算定政令第五条第一項第一号口(2)に規定する厚生労働省令で定める算定方法)

(算定政令第五条第一項第一号口(2)に規定する厚生労働省令で定める算定方法)

**第七条** (略)

4 | 2 · 3 (略)

2 · 3 (略)

(新設)

- 4 | 2 · 3 (略)
- （算定政令第五条第一項第一号口(2)に規定する当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。
- 一 | 当該組合の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額
- 二 | イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た率
- 二 | イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た額
- 一 | イ 前々年度における当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものの数
- 口 | 前々年度における当該組合の被保険者の数

4 | (略)

(略)

(算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法)

- 第五条の四 算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者に係る納付費用額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。

4 | (略)

(略)

(算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法)

- 第五条の四 算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者に係る納付費用額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。

4 | (略)

(略)

(算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法)

- 第五条の四 算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者に係る納付費用額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。
- 一 | (略)
- 二 | イに掲げる額に口に掲げる率を乗じて得た額
- イ 当該組合の後期高齢者支援金、流行初期医療確保拠出金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額
- 口 | (略)

4 | (略)

(略)

(算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法)

- 第五条の五 算定政令第五条第四項第二号に規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条及び第十三条第二項において同じ。）を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の十二までにおいて同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

4 | (略)

(略)

(算定政令第五条第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める算定方法)

- 第五条の五 算定政令第五条第四項第二号に規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条及び第十三条第二項において同じ。）を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の十一までにおいて同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

4 | (略)

(略)

(算定政令第五条第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める算定方法)

- 第五条の九 算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ホに規定する厚生労働省令で定める算定方法
- 第七条の九 算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ホに規定する組合特定被保険者に係る前一期高齢者交付金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。
- 一 · 二 (略)

4 | (略)

(略)

(算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ホに規定する厚生労働省令で定める算定方法)

- 第五条の九 算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ホに規定する組合特定被保険者に係る前一期高齢者交付金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

4 | (略)

(略)

(算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ホに規定する厚生労働省令で定める算定方法)

- 第七条の十二 算定政令第五条第五項第三号ニに規定する組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。
- 一 · 二 (略)

4 | (略)

(新設)

(算定政令第五条第五項第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法)

- 第七条の十二 算定政令第五条第五項第三号ニに規定する組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

4 | (略)

(略)

(算定政令第五条第五項第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法)

- 第七条の十二 算定政令第五条第五項第三号ニに規定する組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

4 | (略)

(新設)

(算定政令第五条第五項第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法)

- 第七条の十二 算定政令第五条第五項第三号ニに規定する組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。
- 一 · 二 (略)

4 | (略)

(略)

(算定政令第五条第五項第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法)

- 第七条の十二 算定政令第五条第五項第三号ニに規定する組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。
- 一 · 二 (略)

4 | (略)

(略)

(算定政令第五条第五項第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法)

- 第七条の十二 算定政令第五条第八項の規定により各組合（同条第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合を除く。以下同じ。）に対して補助する組合普通調整補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

4 | (略)

(組合普通調整補助金)

- 第七条の十二 算定政令第五条第八項の規定により各組合（同条第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合を除く。以下同じ。）に対して補助する組合普通調整補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 · 三 (略)

4 | (略)

(組合普通調整補助金)

四

次条第一項第四号の規定により算定した当該組合の調整対象需要額（以下「子ども・子育て支援納付金調整対象需要額」という。）から第十四条第四号の規定により算定した当該組合の調整対象収入額（以下「子ども・子育て支援納付金調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、子ども・子育て支援納付金調整対象需要額が子ども・子育て支援納付金調整対象需要額を超える場合は、零とする。）

2

(略)  
(組合調整対象需要額)

第十三條 組合調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 子ども・子育て支援納付金調整対象需要額

イ 当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

四 次項第四号の規定により算定した療養給付費等補助見込額

二 次の各号に掲げる前項第一号二、第二号口、第三号口及び第四号口に掲げる療養給付費等補助見込額は、それぞれ次の各号に定める額とする。

一 前項第一号二の療養給付費等補助見込額（イに掲げる額（高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（以下この項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）及びハに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、ハに掲げる額から二に掲げる額を控除した額）の合算額にホに掲げる割合を乗じて得た額、ヘに掲げる額にトに掲げる割合を乗じて得た額、チに掲げる額にリに掲げる割合を乗じて得た額、又に掲げる額に千分の百三十を乗じて得た額並びにルに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ルに掲げる額からヲに掲げる額を控除した額）にワに掲げる割合を乗じて得た額の合算額）

イ～ヲ (略)

ワ 算定政令第五条第五項第三号へに掲げる割合

二 前項第二号口の療養給付費等補助見込額（イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及び二に掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、二に掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額の合算額）

イ 前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付割合を乗じて得た額に限る）、介護納付金の納付に要する費用の見込額、流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額

ロ～ヘ (略)

四 前項第四号口の療養給付費等補助見込額（イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及び二に掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、二に掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額の合算額）

イ 前項第四号イに掲げる額から特定納付費用見込額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額に限る。）を控除した額

四 前項第四号口の療養給付費等補助見込額（イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及び二に掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、二に掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額の合算額）

(新設)  
二 次の各号に掲げる前項第一号二、第二号口及び第三号口に掲げる療養給付費等補助見込額は、それぞれ次の各号に定める額とする。

一～三 (略)

(略)  
(組合調整対象需要額)

第十三條 組合調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(新設)

四 子ども・子育て支援納付金調整対象需要額

イ 当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

四 次項第四号の規定により算定した療養給付費等補助見込額

二 次の各号に掲げる前項第一号二、第二号口及び第三号口に掲げる療養給付費等補助見込額は、それぞれ次の各号に定める額とする。

一 前項第一号二の療養給付費等補助見込額（イに掲げる額（高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（以下この項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）及びハに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、ハに掲げる額から二に掲げる額を控除した額）の合算額にホに掲げる割合を乗じて得た額、ヘに掲げる額にトに掲げる割合を乗じて得た額、チに掲げる額にリに掲げる割合を乗じて得た額、又に掲げる額に千分の百三十を乗じて得た額並びにルに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ルに掲げる額からヲに掲げる額を控除した額）にワに掲げる割合を乗じて得た額の合算額）

イ～ヲ (略)

ワ 算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合

二 前項第二号口の療養給付費等補助見込額（イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及び二に掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、二に掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額の合算額）

イ 前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付割合を乗じて得た額に限る）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額

ロ～ヘ (略)

四 前項第四号口の療養給付費等補助見込額（イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及び二に掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、二に掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額の合算額）

イ 前項第四号イに掲げる額から特定納付費用見込額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額に限る。）を控除した額

四 前項第四号口の療養給付費等補助見込額（イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及び二に掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、二に掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額の合算額）

口 当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額  
ハ 第一号ホに掲げる割合  
二 特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額の見込額  
ホ 第一号ワに掲げる割合

3 (略)  
4 第二項の特定納付費用見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の四月一日から三月三十日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金、流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額を控除した額）とする。

5 (略)

(組合調整対象収入額)

第十四条 組合調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 子ども・子育て支援納付金調整対象収入額 イ 及び口に掲げる額の合算額

イ 別に定める額に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額（錢未満は四捨五入するものとする。）

ロ 別に定める率に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（錢未満は四捨五入するものとする。）

(国民健康保険保険料等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令の一部改正)

第四条 国民健康保険保険料等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
(一般納付金基礎額調整係数の算定方法)			

第十条 (略)

(一般納付金基礎額調整係数の算定方法)

2 (略)

(一般納付金基礎額調整係数の算定方法)

(都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額の算定方法)

**第二十五条の二** 算定政令第十一条の二第三項第一号に規定する当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額を三で除して得た額を基準として算定される額とする。

一 当該都道府県に係る被保険者の基礎控除後の総所得金額等の総額及びその分布状況を勘案して算定される額

二 当該都道府県に係る被保険者の数

(市町村に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額の算定方法)

**第二十五条の三** 前条の規定は、算定政令第十一条の二第四項第一号イ(1)に規定する当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額の算定について準用する。この場合において、前条中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

(市町村に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額の算定方法)

**第二十五条の四** 算定政令第十一条の二第四項第二号ロ(1)に規定する当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額を三で除して得た額を基準として算定される額とする。

一 当該市町村に係る被保険者の固定資産税額等の総額及びその分布状況を勘案して算定される額

二 当該市町村に係る被保険者の数

(都道府県に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額の算定方法)

**第二十五条の五** 前条の規定は、算定政令第十一条の二第四項第二号ロ(2)に規定する当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額の算定について準用する。この場合において、前条中「市町村」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

(市町村に係る十八歳以上被保険者の算定方法)

**第二十五条の六** 算定政令第十一条の二第五項第一号イに規定する当該年度における当該市町村に係る十八歳以上被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該市町村に係る十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

(都道府県に係る十八歳以上被保険者の見込数の算定方法)

**第二十五条の七** 算定政令第十一条の二第五項第一号ロに規定する当該年度における当該都道府県に係る十八歳以上被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度における当該都道府県に係る十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数の算定方法)

**第二十五条の八** 算定政令第十一条の二第六項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数は、当該都道府県に係る次の各号のいずれかに掲げる数であつて当該都道府県の知事が定める数とする。

一 イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た数

イ 子ども・子育て支援納付金納付金算定基礎額(算定政令第十一条の二第一項第一号の子ども・子育て支援納付金納付金算定基礎額をいう。次項において同じ。)

ロ 当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る調整前子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の総額

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二 イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た数

イ 前号イに掲げる額

ロ 当該年度における当該都道府県内の各市町村について当該市町村に係る調整前子ども・子育て支援納付金基礎額に当該市町村に係る子ども・子育て支援納付金基礎額は、子ども・子

育て支援納付金算定基礎額に当該市町村に係る算定政令第十一条の二第一項第二号に掲

収納割合を乗じて得た額の総額

3 | 第一項第二号ロの子ども・子育て支援納付金標準収納割合（第二十九条の二第九項に

おいて「子ども・子育て支援納付金標準収納割合」という。）は、当該市町村において賦

課される保険料（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料に限る。

以下この項、第二十九条の二第九項及び第三十三条の二第七項において同じ。）の総額に対する

当該市町村において収納される保険料の総額の割合の標準的な水準とする。

（算定政令第二十二条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合）

第二十五条の九 （略）

（市町村標準保険料率）

第二十六条 法第八十二条の三第一項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の

市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（以下この条及び第三十四条において「市町

村標準保険料率」という。）は、次に掲げるものとする。

四 子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率（子ども・子育て支援納付金市町村標準算

定基礎額を基礎として算定される市町村標準保険料率をいう。以下同じ。）

（基礎市町村標準保険料率）

第二十七条 （略）

2 前条第一号の基礎市町村標準算定基礎額（以下この条において「基礎市町村標準算定基礎額」という。）は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

第一次に掲げる額の合算額  
イ・ロ （略）  
ハ 算定政令第八条第五号の市町村別納付金加算額  
ニ・ト （略）

チ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号二において同じ。）の額

第二次に掲げる額の合算額  
イ・ロ （略）

ハ 算定政令第八条第六号の市町村別納付金減算額

3 | 15 二 ハ ハ 算定政令第八条第五号の市町村別納付金減算額  
（略）

3 | 15 二 ハ ハ 算定政令第八条第五号の市町村別納付金減算額  
（略）

（算定政令第二十二条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合）

第二十五条の二 （略）

（市町村標準保険料率）

第二十六条 法第八十二条の三第一項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の

市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（以下この条及び第三十四条において「市町

村標準保険料率」という。）は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

（新設）

（基礎市町村標準保険料率）

第二十七条 （略）

2 前条第一号の基礎市町村標準算定基礎額（以下この条において「基礎市町村標準算定基礎額」という。）は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

第一次に掲げる額の合算額  
イ・ロ （略）  
ハ 算定政令第八条第四号の市町村別納付金加算額  
ニ・ト （略）

チ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号二において同じ。）の額

第二次に掲げる額の合算額  
イ・ロ （略）

ハ 算定政令第八条第五号の市町村別納付金減算額

3 | 15 二 ハ ハ 算定政令第八条第五号の市町村別納付金減算額  
（略）

（子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率）

（新設）

るものとする。

一 子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額十八歳以上均等割額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額

二 子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額、子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額

三 子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額

四 第二十六条第四号の子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額（以下この条において「子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額」という。）は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

五 算定政令第八条第四号の子ども・子育て支援納付金納付金基礎額

二 次に掲げる額の合算額

イ 法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（国民健康保険事業費納付金（当該市町村が属する都道府県による子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。口において同じ。）の納付に要する費用に係る部分に限る。）の額

ロ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

三 子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額は、子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割総額、子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割総額、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割総額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割総額の合算額とする。

四 第二項各号の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額で除して得た率とする。

五 前項の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割総額（第十項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割総額」という。）

六 二 算定政令第十一條の二第四項第一号イに掲げる額

一 第一项第一号の子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割率は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額で除して得た率とする。

二 第三项の子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割総額（第十一項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割総額」という。）

三 算定政令第十一條の二第四項第二号ロ(1)に掲げる額

一 第一项各号の子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる数で除して得た額とする。

二 第三项の子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額（第十二項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額」という。）

二 算定政令第十一條の二第四項第一号イ(2)に掲げる数

第一項各号の子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一 子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額(第十三項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額」という。)

二 算定政令第十二条の二第五項第一号イに掲げる数

8 | 第一項第一号及び第二号の子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一 第三項の子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額(第十四項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額」という。)

二 算定政令第十二条の二第五項第二号口(1)に掲げる数

9 | 第二項の子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料収納割合は、各市町村につき、当該市町村において賦課される保険料の総額に対する当該市町村において収納される保険料の総額の割合の標準的な水準(算定政令第十二条の二第六項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数を第二十五条の八第一項第二号に掲げる数とする場合にあっては、子ども・

10 | 子育て支援納付金標準収納割合と同じ値)とする。  
一 子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割額は、各市町村につき、当該年度における第一号に掲げる額を同年度における第二号に掲げる率で除して得た額に同年度における第三号に掲げる数を乗じて得た額とする。

二 一に掲げる率を当該市町村に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額

11 | 二イに掲げる数に口に掲げる率を乗じて得た率にハに掲げる率を加えた率

二イ 当該市町村が属する都道府県に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準所得係数

口 | 口に掲げる率を合算した率

(1) 算定政令第十二条の二第四項第一号に掲げる率に当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数を乗じて得た率

(2) 算定政令第十二条の二第四項第二号口(1)に掲げる額を同号口(2)に掲げる額で除して得た率に一から(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数を控除した数を乗じて得た率

ハ | 次に掲げる率を合算した率

(1) 算定政令第十二条の二第五項第一号に掲げる率に当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数を乗じて得た率

(2) 算定政令第十二条の二第五項第二号口(1)に掲げる数で除して得た率に一から(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数を乗じて得た率を控除した数を乗じて得た率

三 | イに掲げる数に口に掲げる数を乗じて得た数にハに掲げる率を乗じて得た数

前号イに掲げる数

ハ | 口 | イ | 前号口(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数

算定政令第十二条の二第四項第一号に掲げる率

11| 子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割減額は、各市町村につき、当該年度における前項第一号に掲げる額を同年度における同項第二号に掲げる率で除して得た額に同年度における第一号及び第二号に掲げる数並びに第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。

12| 前項第二号イに掲げる数

13| 一から前項第三号ロに掲げる数を控除した数

14| 二 算定政令第十一条の二第四項第二号ロ(1)に掲げる額を同号ロ(2)に掲げる額で除して得た率

15| 子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割総額は、各市町村につき、当該年度における第十項第二号に掲げる額を同年度における同項第二号に掲げる率で除して得た額に同年度における第一号に掲げる数及び同年度における第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

16| 一 第十項第二号ハ(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準被保険者均等割指數

17| 二 算定政令第十一条の二第五項第一号に掲げる率

18| 一 子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額

19| 二 当該年度における当該市町村に係る十八歳未満被保険者（令第二十九条の七第六項第十号に規定する十八歳未満被保険者をいう。次号、第三十三条の二第十項第二号及び第三号並びに第十四項において同じ。）の見込数

20| 三 当該年度における当該市町村に係る十八歳未満被保険者が属する世帯に係る当該年度分の被保険者均等割額（当該十八歳未満被保険者につき令第二十九条の七第五項第六号の規定に基づき算定される被保険者均等割額に限る。）について同条第六項第一号から第九号までに規定する基準に従い減額することとなる見込額の総額

21| 14| 一 子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割総額は、各市町村につき、当該年度における第十項第一号に掲げる額を同年度における同項第二号に掲げる率で除して得た額に同年度における第一号に掲げる数及び同年度における第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

22| 二 一から第十二項第一号に掲げる数を控除了した数

23| 15| 一 算定政令第十一条の二第五項第二号ロ(1)に掲げる数を同号ロ(2)に掲げる数で除して得た率

24| 二 第十項第二号イの子ども・子育て支援納付金市町村標準所得係数は、算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

25| 16| 一 第十項第二号ロ(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数は、零を超え、かつ、一以下の数（子ども・子育て支援納付金市町村標準被保険者均等割指数は、零を超えるものとする場合にあつては一）とする。

26| 17| 一 下の数（子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率を第一項第二号又は第三号に掲げるものとする場合にあつては一）とする。

27| 二 第十項第二号ハ(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率を第一項第三号に掲げるかつ、一以下の数（子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率」）は、次に掲げるものとする。（都道府県標準保険料率）

28| 第三十条 法第八十二条の三第二項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値（以下この条及び第三十四条第一項において「都道府県標準保険料率」という。）は、次に掲げるものとする。

29| 一（略）

四 子ども・子育て支援納付金都道府県標準保険料率(子ども・子育て支援納付金都道府県標準算定基礎額を基礎として算定される都道府県標準保険料率をいう。以下同じ。)

(基礎都道府県標準保険料率)

**第三十一条** (略)

2 前条第一号の基礎都道府県標準算定基礎額(以下この条において「基礎都道府県標準算定基礎額」という。)は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎都道府県標準保険料収納割合で除して得た額の総額とする。

一次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

ハ 算定政令第八条第五号の市町村別納付金加算額

二・ト (略)

チ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等)、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号二において同じ。)の額

二次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

ハ 算定政令第八条第六号の市町村別納付金減算額

三・ト (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

**第三十三条** (略)

2・6 (略)

7 介護納付金都道府県標準所得割総額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を第三号に掲げる数で除して得た額とする。

一・三 (略)

8 介護納付金都道府県標準均等割総額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一・二 (略)

9・11 (略)

(子ども・子育て支援納付金都道府県標準保険料率)

**第三十三条の二** 子ども・子育て支援納付金都道府県標準保険料率は、子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得割率、子ども・子育て支援納付金都道府県標準均等割額及び子ども・子育て支援納付金都道府県標準十八歳以上均等割額とする。

(新設)

(新設)

(基礎都道府県標準保険料率)

**第三十一条** (略)

2 前条第一号の基礎都道府県標準算定基礎額(以下この条において「基礎都道府県標準算定基礎額」という。)は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎都道府県標準保険料収納割合で除して得た額の総額とする。

一次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

ハ 算定政令第八条第四号の市町村別納付金加算額

二・ト (略)

チ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号二において同じ。)の額

二次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

ハ 算定政令第八条第五号の市町村別納付金減算額

三・ト (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

**第三十三条** (略)

2・6 (略)

7 介護納付金都道府県標準保険料所得割総額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を第三号に掲げる数で除して得た額とする。

一・三 (略)

8 介護納付金都道府県標準保険料均等割総額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一・二 (略)

9・11 (略)

(新設)



10| 子ども・子育て支援納付金都道府県標準十八歳以上均等割合額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額から第三号に掲げる額を控除して得た額とする。

11| 一| 子ども・子育て支援納付金都道府県標準均等割額

|二| 当該年度における当該都道府県に係る十八歳未満被保険者の見込額

三| 当該年度における当該都道府県に係る十八歳未満被保険者が属する世帯に係る当該年度分の被保険者均等割額(当該十八歳未満被保険者につき令第二十九条の七第五項第六号の規定に基づき算定される被保険者均等割額に限る)について同条第六項第一号から第九号までに規定する基準に従い減額することとなる見込額の総額

12| 第四項第二号イの当該都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額を基準として算定される額とする。

13| 一| 当該都道府県に係る被保険者の基礎控除後の総所得金額等の総額及びその分布状況を勘案して算定される額

二| 当該都道府県に係る被保険者の数

14| 第四項第二号ロの被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

15| 第六項第二号の十八歳以上被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

16| 第十項第二号の十八歳未満被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る十八歳未満被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

17| 第八項第二号及び第九項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数は、第四項第二号イに掲げる額を算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

(施行期日)  
附則  
第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。  
(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 令和八年度における国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第四条の規定の適用については、第一項第四号イ中「一月一日」とあるのは「四月一日」と、同号ロ中「(2)に掲げる額の総額を控除した額」と、同号ハ中「次に掲げる額の合算額」とあるのは「次に掲げる額の合算額の十二分の九に相当する額」とし、第五条の規定の適用については、第一項第四号中「次に掲げる額の合算額」とあるのは「次に掲げる額の合算額の十二分の九に相当する額」とする。  
(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置)  
第三条 令和八年度における国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(以下「交付金等省令」という。)第二十五条の二及び第三十三条の二第十一項各号列記以外の部分中「第一号」、「第二号」とあるのは「同条第二号」と、第三十三条の二第十一項各号列記以外の部分中「第一号」、「第二号」とあるのは「第三十二条第九項第一号」と、「第二号に掲げる数」とあるのは「同項第二号に掲げる数」とする。  
2 令和九年度における交付金等省令第二十五条の二及び第三十三条の二第十一項の規定の適用については、第二十五条の二第十一項各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額」とあるのは「令和八年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額」とする。  
3 令和七年度における第四条第一号に掲げる額を令和七年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額及び令和六年度における第四条第一号に掲げる額を令和六年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額と合算した額」と、第三十三条の二第十一項各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を令和六年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額、令和七年度における第四条第一号に掲げる額を令和七年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額及び令和六年度における第四条第一号に掲げる額を令和六年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額と合算した額」とする。  
4 令和六年度における第三十二条第九項第一号に掲げる額を令和六年度における同項第二号に掲げる数で除して得た額を合算した額」とする。

3 令和十年度における交付金等省令第二十五条の二及び第三十三条の二第十一項の規定の適用については、第二十五条の二各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額」とあるのは「令和九年度における第一号に掲げる額を令和九年度における第二号に掲げる数で除して得た額、令和八年度における第一号に掲げる額を令和八年度における第二号に掲げる数で除して得た額及び令和七年度における第四条第一号に掲げる額を令和七年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額を合算した額」と、第三十三条の二第十一項各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額」とあるのは「令和九年度における第一号に掲げる額を令和九年度における第二号に掲げる数で除して得た額、令和八年度における第一号に掲げる額を令和八年度における第二号に掲げる数で除して得た額及び令和七年度における第三十一条第九項第一号に掲げる額を令和七年度における同項第二号に掲げる数で除して得た額を合算した額」とする。  
（準備行為）

**第四条** 第四条による改正後の交付金等省令第三十四条による標準保険料率の通知その他の準備行為は、この省令の施行前においても行なうことができる。